別記様式第九号（第十六条関係）

（表面）

第三十条　次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一～三　（略）

四　第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

遊漁船業の適正化に関する法律

第二十四条第二項の規定による証明書

（裏面）

第　　号

年　　月　　日交付

官　　職

氏　　名

生年月日

写真

遊漁船業の適正化に関する法律（抄）

第二十四条　都道府県知事は、当該都道府県の区域内において遊漁船業を営む者又は遊漁船業団体に対して、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その業務に関し報告をさせ、又はその職員にこれらの者の営業所、事務所若しくは遊漁船に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考　用紙は、縦８５ミリメートル、横１２０ミリメートルとし、大きさ中央の点線のところから二つ折りとすること。